
知多都市計画道路 1・3・6号西知多道路
環境影響評価時点からの変化について
【東海 JCT～青海 IC（仮称）】

令和2年11月

愛 知 県

はじめに

本書は、「知多都市計画道路 1・3・6 号 西知多道路 環境影響評価書（平成 26 年 4 月）」以降に生活環境及び自然環境への影響について予測し得なかった変化（事業計画の変更）が見込まれたため、社会環境、生活環境及び自然環境の状況を踏まえて評価対象とする項目を再検討した上で、予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を取りまとめたものである。

なお、事業計画の変更に伴い必要な都市計画変更手続きは、国による権限代行区間及び未事業化区間も含め全区間を対象に本県が実施することとしている。そのため、本検討についても全区間を対象に本県が実施するものである。

目次

1. 都市計画対象道路事業の内容	1
2. 環境影響評価の実施経緯	3
3. 事業計画の変更に伴う影響予測及び環境保全措置	4
3.1 事業計画の変更	4
3.2 再予測の対象項目	10
3.3 事業計画の変更に伴う影響予測（動物、植物、生態系）	12
3.3.1 再予測の対象箇所	12
3.3.2 再予測の手法	12
3.3.3 調査結果概要	13
3.3.4 予測結果概要	15
3.4 環境保全措置の見直し	15
4. 調査、予測及び評価等の委託先	16

1. 都市計画対象道路事業の内容

(1) 都市計画対象道路事業の種類

一般国道の改築の事業

(2) 都市計画対象道路事業実施区域の位置

都市計画対象道路事業実施区域^{※1}（以下「事業実施区域」という。）の位置は、図 1.1 に示すとおりである。

(3) 都市計画対象道路事業の規模（道路の延長）

道路計画延長：約 18.5km

北部区間：約 9.2km（東海市新宝町～知多市南浜町）
南部区間：約 9.3km（知多市南浜町～常滑市多屋字茨廻間）

(4) 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数

北部区間：6 車線（改築：拡幅）

南部区間：4 車線（改築：バイパス）

(5) 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度：80km/h

(6) 都市計画対象道路事業に係る道路の区間

起点：東海市新宝町

終点：常滑市多屋字茨廻間

(7) 都市計画対象道路事業に係る道路の区分

北部区間：第 2 種第 1 級^{※2}

南部区間：第 1 種第 2 級^{※2}

※1 都市計画対象道路事業実施区域

当該道路事業により、土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される範囲で、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が想定される範囲を含んだ区域。

※2 道路の種別・級別

道路構造令によって下表のとおり定められている。

道路の種別

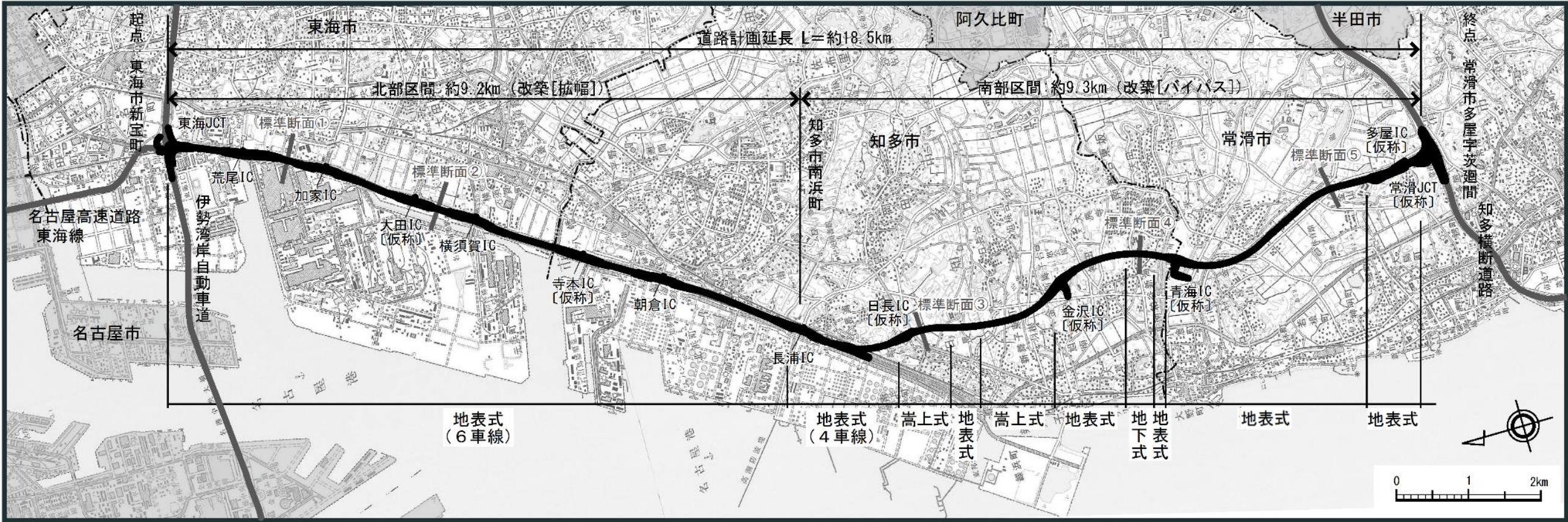
	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路	第 1 種	第 2 種
その他の道路	第 3 種	第 4 種

道路の級別：第1種の道路（抜粋）

道路の種類	道路の存する地域の地形	計画交通量(台/日)		
		30,000以上	20,000以上 30,000未満	10,000以上 20,000未満
高速自動車国道以外の道路	平地部	第2級		第3級
	山地部	第3級		第4級

道路の級別：第2種の道路（抜粋）

	大都市の都心部以外の地区	大都市の都心部
高速自動車国道以外の道路	第 1 級	第 2 級



凡 例	
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

図 1.1 都市計画対象道路事業実施区域

2. 環境影響評価の実施経緯

愛知県では、平成 21 年 7 月から西知多道路の都市計画決定及び環境影響評価の手続きに着手し、平成 22 年 1 月に方法書の縦覧と意見書の受付を行った。同年 6 月には方法書に関する知事意見が送付され、平成 23 年 1 月から環境調査を開始した。

平成 25 年 1 月には、環境調査及び予測評価を踏まえて準備書を作成し、縦覧と意見書の受付を行った。同年 9 月に知事意見が送付され、評価書の作成に着手した。

平成 26 年 4 月に、国交大臣意見を踏まえた補正と都市計画審議会での検討を経て、評価書の公告・縦覧を行った。

上記手続きの後、青海 IC（仮称）～常滑 JCT（仮称）において高架構造から盛土構造への変更が必要な区間が生じたため、変更内容を踏まえ予測・評価が実施された。検討結果は令和元年 10 月に「環境影響評価書時点からの変化について【青海 IC(仮称)～常滑 JCT(仮称)】」として公表した。

今回は、東海 JCT～青海 IC（仮称）において、後述のとおり事業区域を変更するため、再度、予測・評価を実施する。

3. 事業計画の変更に伴う影響予測及び環境保全措置

3.1 事業計画の変更

事業計画の変更内容は、有料事業の導入に伴う料金所の移動・新設及び交通安全のためのインター形式の変更に伴う事業区域の変更である。事業区域の変更は 6 ヶ所で予定しており、変更内容は表 3.1 に示すとおりである。なお、有料事業の導入に伴い、一時、交通量が減少する見込みであるが、交通量の変化は時限的なものとなる。

表 3.1 事業区域の変更箇所

名称	変更内容	当該箇所の事業予定者
①東海ジャンクション	区域の変更（料金所の移動による廃止）	国土交通省
②荒尾インターチェンジ	区域の変更（料金所の移動による新設）	国土交通省
③大田インターチェンジ（仮称）	区域の変更（インター形式の変更）	未定
④日長料金所（仮称）	区域の変更（料金所の新設）	未定
⑤金沢インターチェンジ（仮称）	区域の変更（インター形式の変更）	愛知県
⑥青海 ^{せいかい} インターチェンジ（仮称）	区域の変更（インター形式の変更）	愛知県

改変区域の計画変更内容とそれに伴い想定される環境影響の変化の傾向は以下とおりである。

○改変予定面積の拡大

計 画 変 更：有料事業化による料金所の移動・新設や交通安全のためにインター形式を変更する（図 3.1）。これに伴い改変面積が拡大する（図 3.2）。

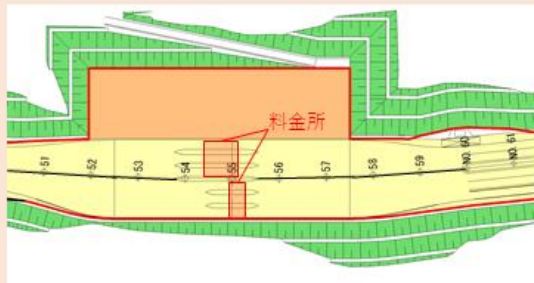
環境影響の変化：改変範囲の増加面積は各箇所では 1,000m²～16,000m² 程度であり、一部で動物・植物の生息・生育地が縮小するため、動物・植物・生態系に影響が生じる可能性がある。

なお、改変範囲の増加により、評価書段階で想定していた日照条件に僅かに変更が生じるが、その影響は極めて小さい。

- ①東海ジャンクション（東海市）:配置の見直し
- ②荒尾インターチェンジ（東海市）:配置の見直し
- ④日長インターチェンジ（知多市）:新規設置

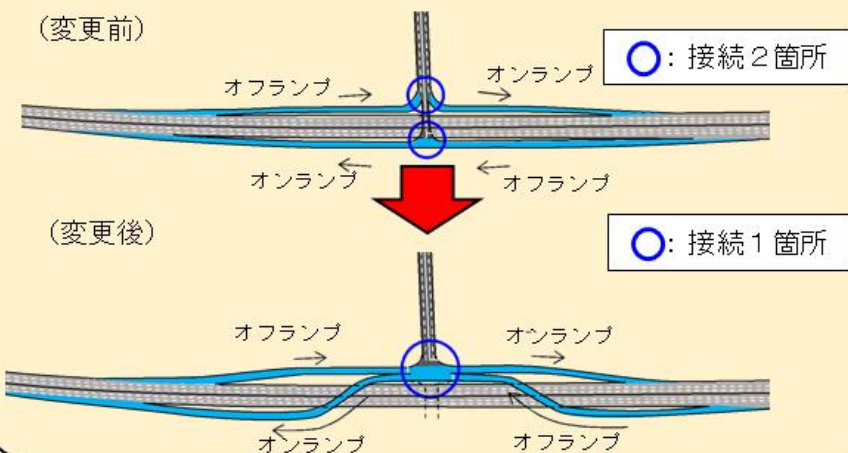
有料道路事業の導入に伴う料金所の配置の見直しや新規設置等を行います。

日長ICのイメージ



③大田インターチェンジ（東海市）

インターチェンジ形式を見直し、オン・オフランプが市道と接続する箇所を2箇所から1箇所減らすことにより交通の安全性及び利便性の向上を図ります。



- ⑤金沢インターチェンジ（知多市）
- ⑥青海インターチェンジ（常滑市）

インターチェンジ形式を見直し、オンランプとオフランプの交差箇所を平面交差から立体交差に変更することにより、交通の安全性の向上及び逆走対策を図ります。

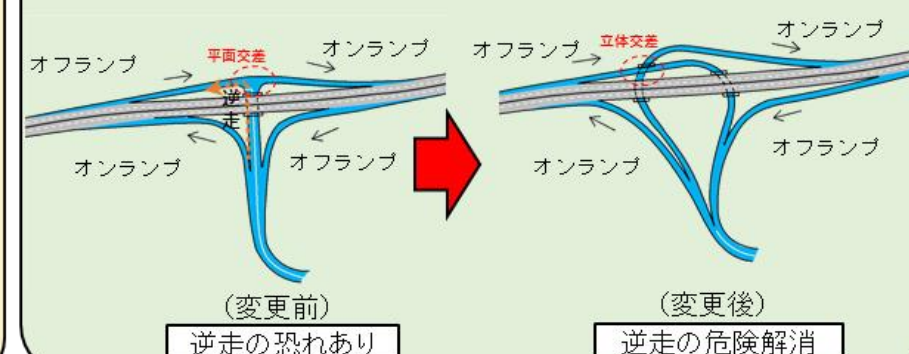


図 3.1 区域変更箇所及び変更内容

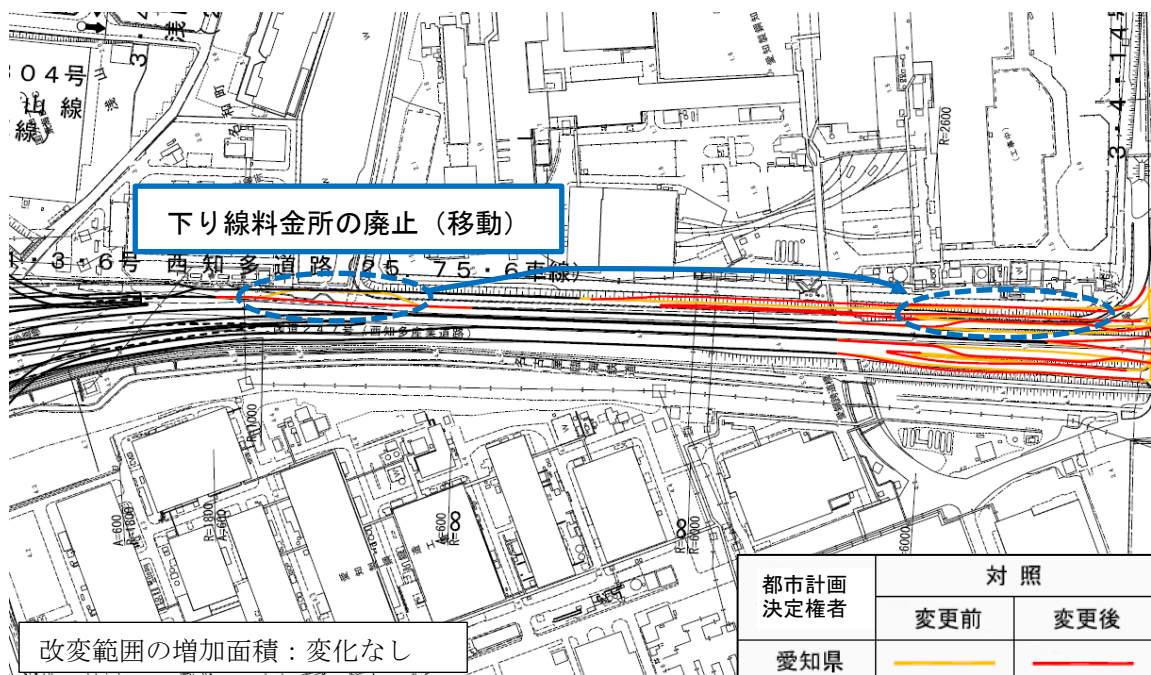


図 3.2 (1) 事業計画の変更前後の平面図（東海ジャンクション）

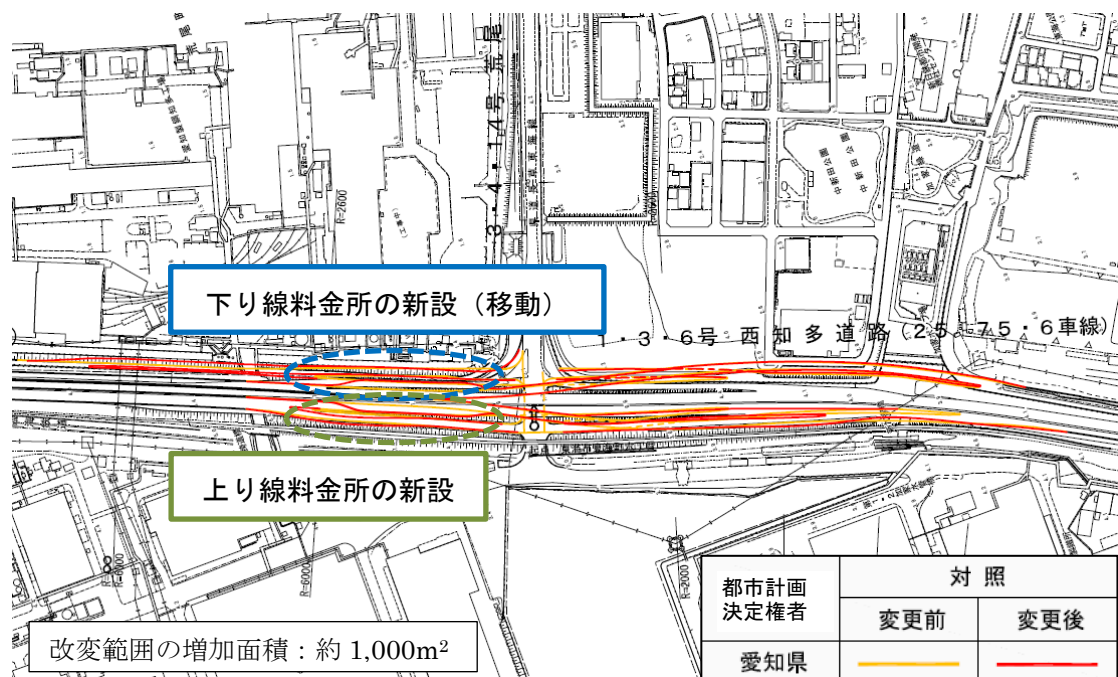


図 3.2 (2) 事業計画の変更前後の平面図（荒尾インターチェンジ）

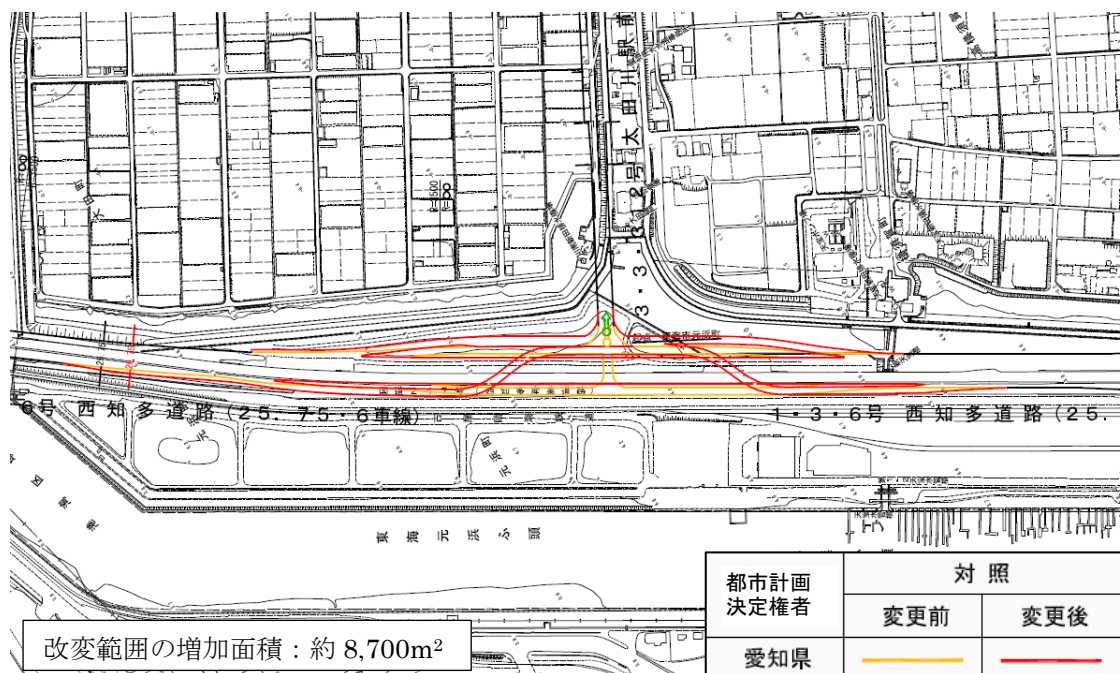


図 3.2 (3) 事業計画の変更前後の平面図（大田インターチェンジ（仮称））

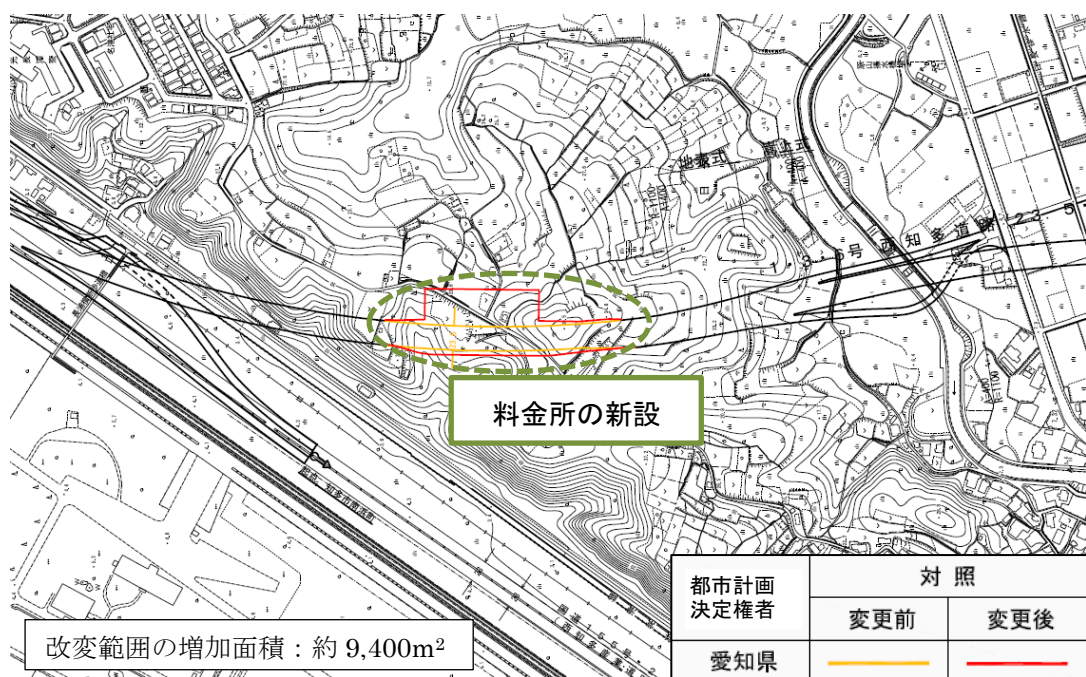


図 3.2 (4) 事業計画の変更前後の平面図（日長料金所）

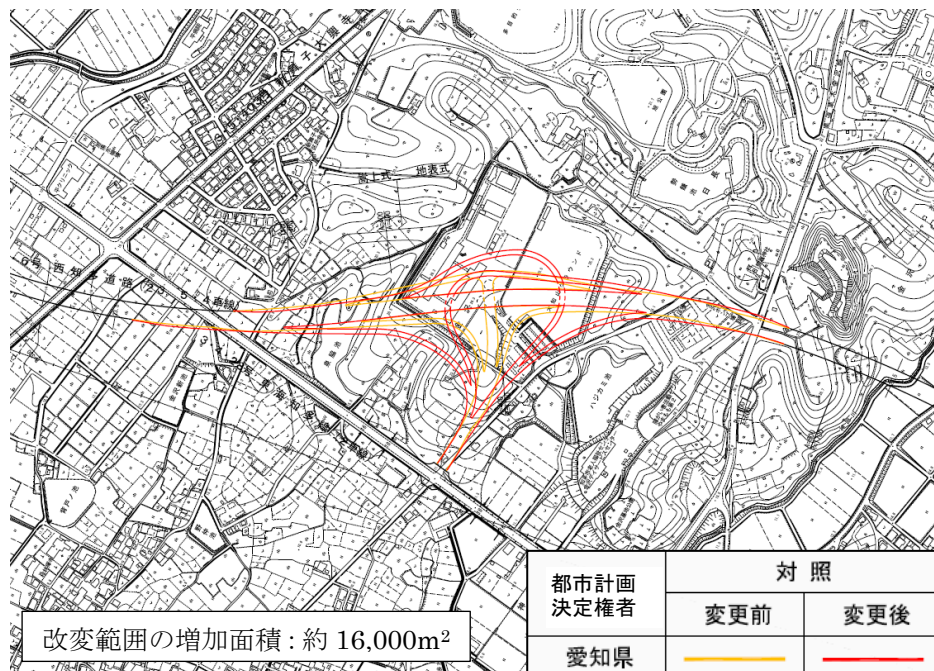


図 3.2 (5) 事業計画の変更前後の平面図（金沢インターチェンジ（仮称））

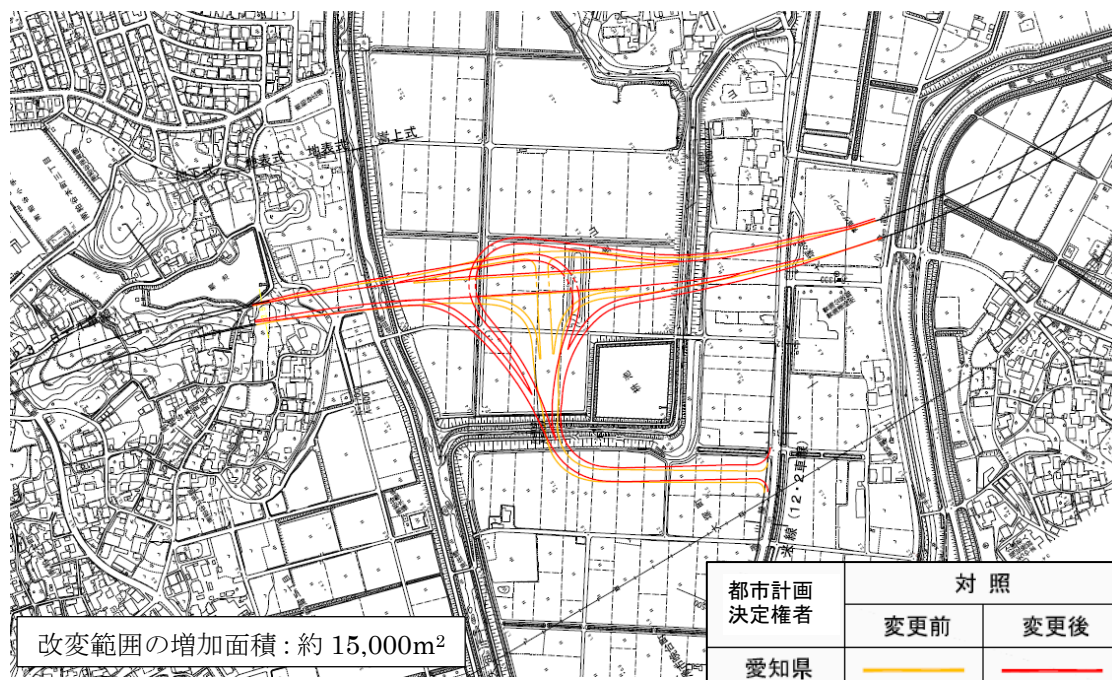


図 3.2 (6) 事業計画の変更前後の平面図（^{せいかい}青海インターチェンジ（仮称））

○交通量の変化

計画変更：北部区間の一部及び南部区間に有料事業を導入する（有限期間）。これに伴い一時、交通量減少が見込まれる。

環境影響の変化：交通量減少の見込みとなる有限期間においては、自動車走行に係る大気質・騒音・振動・低周波音に伴う環境影響は低減することが見込まれる。

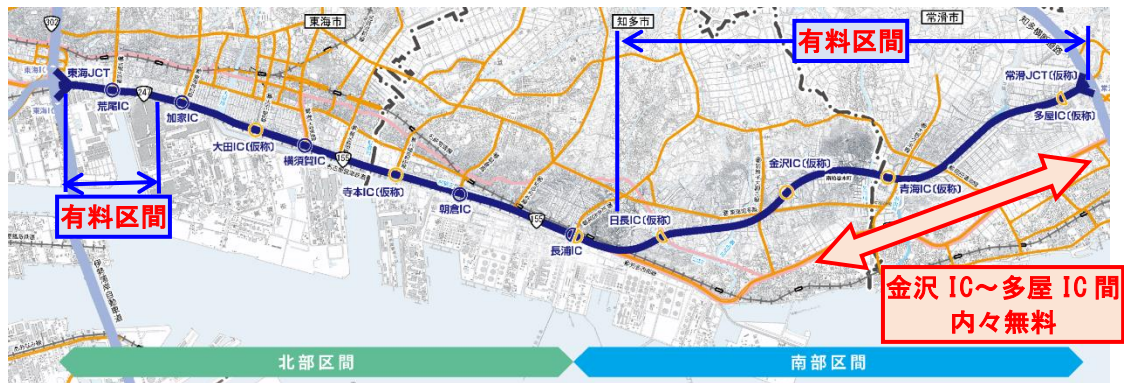
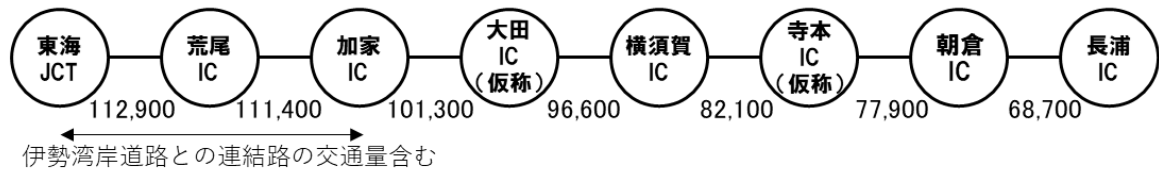


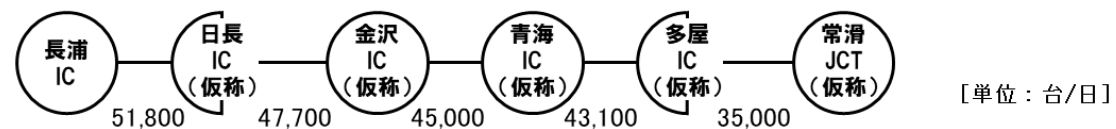
図 3.3 有料道路への変更区間

計画交通量（環境影響評価時より変更なし、2030年）

〔北部区間〕

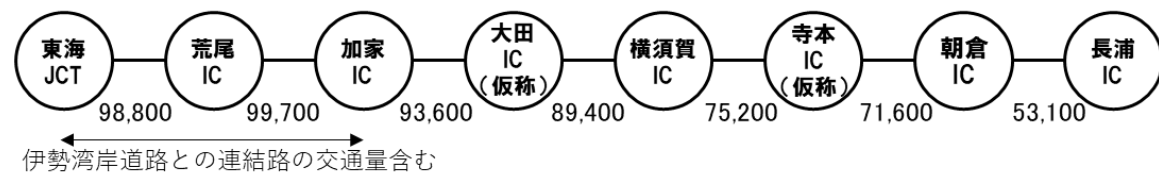


〔南部区間〕



（参考）有料道路事業期間中の交通量（2030年）

〔北部区間〕



〔南部区間〕

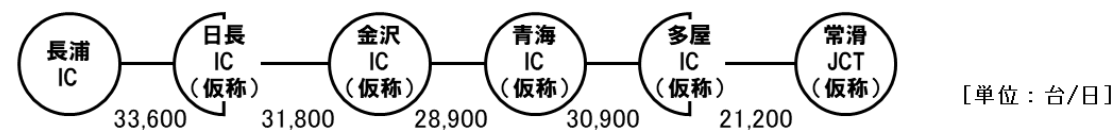


図 3.4 計画交通量

3.2 再予測の対象項目

再予測にあたっては、今回の事業計画の変更内容に則して、環境影響評価時の予測結果より変化が生じると見込まれ、調査及び予測評価が必要な項目として、動物、植物及び生態系を選定した（表 3.2）。

再予測を実施しない項目について以下に補足する。

- 有料事業を導入する期間の交通量は、計画交通量より減少する見込みのため、自動車の走行に伴う環境影響は低減すると想定される。したがって、交通量の変化に起因する再予測は実施しない。
- 料金所の設置により、自動車の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び騒音の各値が悪化する可能性があるが、料金所が新設される荒尾 IC 及び日長料金所の周辺には、住居等の保全対象はなく、また、評価書においても、これらの箇所は予測対象にしていない。そのため、料金所の新設箇所を対象としたこれらの項目の再予測は実施しない。
- 評価書段階において対象道路に近接する住居が存在するため、日照障害の予測対象とされた地点として金沢 IC 付近及び青海 IC 付近が挙げられるが、評価書において当該住居はいずれも日影となる時間は 1 時間未満と予測されていたこと、また、今回、近接する住居付近における計画高の変更はなく、線形の見直しは 5m 程度であることから、評価基準（1 階高さにおいて日影時間が 4 時間を超えないこと）を超過することはないため、再予測は実施しない。
- 事業区域の変更により、植物の生育条件となる日照の変化の程度に変更が生じる。今回の事業区域変更箇所付近で確認されている植物重要種としてウラギクが挙げられる。評価書時点におけるウラギクの生育箇所 3 箇所のうち 1 箇所は事業区域の変更により計画道路が接近するが 20m 程度の離隔がある。また、当該箇所付近のランプ高架部の計画高の変更は僅か（2m 程度の上昇）である。これらのことから、日照条件の変化を影響要因とした植物の再予測は実施しない。

表 3.2 環境影響評価時の予測結果から変化が生じると見込まれた項目及びその理由

環境要素の区分		環境影響評価時		事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由	今回事業計画変更時	
		工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用		工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用
注）黒字：環境影響評価時の内容、赤字：事業区域の計画変更に伴い、当該区間を対象とした予測の必要性を整理した内容						
大気質	二酸化窒素	○	○	【工事、存在・供用】事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に伴う大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）による影響が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する。	×	×
	浮遊粒子状物質	○	○	→【工事】事業区域の計画変更に伴う建設機械の稼働、工事用車両の運行の予測条件の変更の程度は極めて小さいため、再予測を要しない。 【存在・供用】事業区域の計画変更に伴う予測条件の変更の程度は僅かで、また、その影響は極めて小さいため、再予測を要しない。	×	×
	粉じん等	○		【工事】事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う大気質（粉じん等）による影響が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する。 →【工事】事業区域の計画変更に伴う建設機械の稼働、工事用車両の運行の予測条件の変更の程度は僅かで、また、その影響は極めて小さいため、再予測を要しない。	×	
騒音		○	○	【工事、存在・供用】事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に伴う騒音による影響が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する。 →【工事】事業区域の計画変更に伴う建設機械の稼働、工事用車両の運行の予測条件の変更の程度は極めて小さいため、再予測を要しない。 【存在・供用】事業区域の計画変更に伴う予測条件の変更の程度は僅かで、また、その影響は極めて小さいため、再予測を要しない。	×	×
振動		○	○	【工事、存在・供用】事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に伴う振動による影響が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する。 →【工事】事業区域の計画変更に伴う建設機械の稼働、工事用車両の運行の予測条件の変更の程度は極めて小さいため、再予測を要しない。 【存在・供用】事業区域の計画変更に伴う予測条件の変更の程度は僅かで、また、その影響は極めて小さいため、再予測を要しない。	×	×
低周波音			○	【存在・供用】事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、対象道路の一部区間が橋梁・高架構造となることから、土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に伴う低周波音による影響が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する。 →【存在・供用】事業区域の計画変更に伴う予測条件の変更の程度は僅かで、また、その影響は極めて小さいため、再予測を要しない。		×
日照障害			○	【存在・供用】事業実施区域及びその周辺に住居等が存在し、対象道路の一部区間が橋梁・高架又は盛土構造となることから、土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在（嵩上式））による日照障害の影響が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する。 →【存在・供用】事業区域の計画変更に伴う予測条件の変更の程度は僅かで、また、その影響は極めて小さいため、再予測を要しない。		×
動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	【工事、存在・供用】事業実施区域及びその周辺では、文献等により重要な動物等が確認されており、工事の実施(建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)及び土地又は工作物の存在及び供用(道路の存在、自動車の走行)による重要な動物及び注目すべき生息地への影響が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する。 →【工事,存在・供用】事業区域の計画変更により新たな改変面積が生じるため、重要な動物への影響が環境影響評価時から変化すると想定されるため、再予測を行う。	○	○
植物	重要な種及び群落	○	○	【工事、存在・供用】事業実施区域及びその周辺では、文献等により重要な植物等が確認されており、工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）による重要な植物及び群落への影響が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する。 →【工事,存在・供用】事業区域の計画変更により新たな改変面積が生じるため、重要な植物への影響が環境影響評価時から変化すると想定されるため、再予測を行う。	○	○
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	【工事、存在・供用】事業実施区域及びその周辺では、起伏の緩やかな丘陵地には、社寺林等の自然林、コナラ等の二次林、クロマツ等の植林、耕作地（畑地）、ため池などが存在し、それらが一体となって動植物の生息・生育の基盤を形成するとともに、低地には河川周辺に耕作地（水田）が分布し、耕作地（畑地）や集落等がモザイク状に分布する環境がみられ、工事の実施（建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在、自動車の走行）によるこれらの環境を基盤とした生態系への影響が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する。 →【工事,存在・供用】事業区域の計画変更により新たな改変面積が生じるため、生態系を構成する動物・植物への影響が環境影響評価時から変化すると想定されるため、再予測を行う。	○	○
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		○	【存在・供用】事業実施区域及びその周辺には、城山公園、前山ダム公園等が存在し、土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）による景観（主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観）への影響が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する。 →【存在・供用】事業区域の計画変更に伴う予測条件の変更の程度は僅かで、また、その影響は極めて小さいため、再予測を要しない。		×
人と自然との触れ合い活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	【工事、存在・供用】事業実施区域及びその周辺には、触れ合いの活動の場（前山ダム公園等）が存在し、工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）による人と自然との触れ合いの活動の場（主要な人と自然との触れ合いの活動の場）への影響が考えられるため、環境影響評価の項目として選定する。 →【工事,存在・供用】事業区域の計画変更に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場の変化が生じないため、再予測を要しない。	×	×
廃棄物	建設工事に伴う副産物	○		【工事】工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）による廃棄物等（建設工事に伴う副産物）による影響が考えられるため、環境影響評価項目として選定する。 →【工事】事業区域の計画変更に伴う廃棄物の発生量の変化は生じないため、再予測を要しない。	×	

3.3 事業計画の変更に伴う影響予測（動物、植物、生態系）

動物、植物、生態系に係る再予測を以下のとおり実施した。

3.3.1 再予測の対象箇所

事業区域の変更が生じた6箇所と周辺の環境の状況を表3.3に示す。

今回、改変範囲が追加されるものの、その追加改変範囲はアセス段階で実施された現地調査の調査範囲内に収まっている。

表 3.3 対象箇所周辺の環境の状況

			Aブロック			Cブロック		Dブロック	
			東海 JCT	荒尾 IC	大田 IC	日長料金所	金沢 IC	青海 IC	
追加改変範囲（面積）			+0 m ²	+1,000 m ²	+8,700 m ²	+9,400 m ²	+16,000 m ²	+15,000m ²	
	評価書時点 の調査範囲 との整合		調査範囲 に含まれ る	調査範囲 に含まれ る	調査範囲 に含まれ る	調査範囲に 含まれる	調査範囲に 含まれる	調査範囲に 含まれる	
対象箇所 周辺の環境の状況 (評価書時点)	生息・ 生育基盤		市街地が大部分であり、畑地もみられ、動物の生息環境は乏しい。河川は全域がコンクリート護岸である。			水田や河川・ため池、樹林地など、環境が多様である。河川やため池は大部分がコンクリート護岸である。			
	主な植生や 土地利用		市街地	市街地	市街地、 畑地、水 路等	樹林地、 畑地	樹林地、た め池、市街 地	水田、河川	
	保全対象種 の確認 状況	動物	—	—	—	テン	ルイスツブ ゲンゴロウ	コガムシ	
		植物	—	—	ウラギク	—	—	イチョウウ キゴケ	
		生態系	—	—	—	キツネ		—	
			—	—	—	ヘイケボタル			
			ホンドタヌキ						

注：保全対象種…評価書において環境保全措置が位置付けられている種

3.3.2 再予測の手法

環境影響評価時の予測の考え方を参考とし、評価書において記載されている重要種の確認位置や生息・生育環境等に基づき、以下の方法で再予測を行った。また、現地調査を実施し、再予測に反映させた。

- ① 生息・生育地点の消失の観点で予測している場合
⇒過年度の生息・生育地点が新たに追加改変範囲に入るか否かを確認する
- ② 生息・生育環境の消失の観点で予測している場合
⇒対象種の生息・生育環境に新たに追加改変範囲の影響が生じるか否かを確認する
- ③ ①または②において、改変範囲拡大の影響が生じると予測された場合
⇒評価書記載の環境保全措置で良いか否か、新たな環境保全措置が必要か否かを判断する

3.3.3 調査結果概要

(1) 調査概要

変更対象箇所における現地調査を実施した。調査概要を表 3.4 に示す。

表 3.4 調査概要

調査地点・調査範囲	事業区域の変更に係る追加改変範囲及びその隣接の評価書時点での改変範囲
調査日程	■動物（生態系注目種含む） 哺乳類：令和 2 年 10 月 5－6 日 昆虫類（水生）、貝類（水生） ：令和 2 年 9 月 16 日、23－24 日、10 月 6 日 ■植物（生態系注目種含む） 維管束植物：令和 2 年 9 月 23－24 日
調査手法	■動物（生態系注目種含む） 哺乳類：目撃・フィールドサイン法 昆虫類（水生）、貝類（水生）：直接観察法・任意採集法 ■植物（生態系注目種含む） 維管束植物：直接観察法

(2) 調査結果概要

調査結果概要を以下に示す（表 3.5）。

- ・ 追加改変範囲では重要種は確認されなかった。
- ・ 評価書時点の改変範囲では、環境保全措置が位置付けられているキツネ（生態系注目種）及びイチョウウキゴケ（植物重要種）並びに環境保全措置が位置付けられていないトノサマガエル及びナゴヤダルマガエル（動物重要種）が再確認された。また、評価書時点では確認されていなかった重要種であるミズマツバ（植物）が青海 IC（仮称）で確認された。

表 3.5 今回の現地調査における重要種等の確認状況

			A ブロック			C ブロック		D ブロック
			東海 JCT	荒尾 IC	大田 IC	日長料金所	金沢 IC	青海 IC
生息・生育基盤			市街地が大部分であり、畑地もみられ、動物の生息環境は乏しい。河川は全域がコンクリート護岸である。			水田や河川・ため池、樹林地など、環境が多様である。河川やため池は大部分がコンクリート護岸である。		
対象箇所周辺の主な植生や土地利用			市街地	市街地	市街地、畑地、水路等	樹林地、畑地、	樹林地、ため池、市街地	水田、河川
確認された重要種等 注 1	追加改変範囲内	動物	—	—	—	—	—	—
		植物	—	—	—	—	—	—
		生態系	—	—	—	—	—	—
	評価書時点の改変範囲内	動物	—	—	—	トノサマガエル		ナゴヤダルマガエル
		植物			(ウラギク) 注 2			イチョウウキゴケ ミズマツバ
		生態系					キツネ 注 3	

注 1) 黒字：評価書時点で確認された重要種（環境保全措置なし）

赤字：評価書時点で確認された重要種又は生態系注目種（環境保全措置あり）

青字：評価書時点で確認されておらず初確認の重要種

注 2) ウラギクは改変範囲外（改変範囲に近接する箇所）に生育している。

注 3) キツネは重要種ではないが、評価書において生態系注目種として位置付けられている。

3.3.4 予測結果概要

(1) 動物

動物については、評価書において主に生息環境の消失・縮小の観点から予測している。改変範囲の増加により、評価書時点で確認されていた重要種の生息環境が縮小するものの、改変割合の変化は僅かであることから、評価書時点からの予測結果の変更はない。

(2) 植物

植物については、評価書において生育地の消失・縮小の観点を踏まえて予測している。評価書時点で確認されていた重要種のうち、追加改変範囲において確認された重要種等はないことから、評価書時点からの予測結果の変更はない。

なお、改変範囲内で新規に確認されたミズマツバ（表 3.5）については、愛知県レッドデータブックでは「愛知県では生育地も個体数も多く、絶滅が危惧される状態ではない」と記載されていること、有識者から「保全の必要性は低い」との助言が得られていることから、新たな環境保全措置の検討は行わない。ただし、次年度以降も継続調査を行い、標本記録の実施等について検討する。

(3) 生態系

生態系のうち、上位性、典型性の注目種・群落は、評価書において注目種の生育地や生息環境の消失・縮小及び移動経路の分断の観点から予測している。改変範囲の増加により、評価書時点で確認されていた上位性や典型性の注目種の生息環境や植物群落の生育地が縮小するものの、改変割合の変化は僅かである。また、道路構造（盛土・高架）の変更はないため、移動経路の分断の観点から新たな影響が生じることはないと考えられる。

特殊性の注目種等は植物のみであり、評価書において生育地及び生育環境の観点から予測している。評価書時点で確認されていた特殊性の注目種等のうち、追加改変範囲において確認された種や群落はない。

以上のことより、評価書時点からの予測結果の変更はない。

3.4 環境保全措置の見直し

動物、植物及び生態系の影響予測の結果、今回の事業計画の変更に伴う環境影響評価時からの改変区域等の変化は僅かであり、また、追加改変範囲において確認された重要種等はないことから、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に関する評価書時点からの予測結果の変更はない。そのため、今回の事業計画の変更に伴う評価書時点からの環境保全措置の追加等の見直しは行わないこととする。

4. 調査、予測及び評価等の委託先

今回の事業計画変更に伴う調査、予測及び評価等は、次に示す者に委託して実施した。

表 4.1 調査、予測及び評価等の委託先

担当内容	事後調査等の委託先	
事業計画の変更に伴う現地調査、影響予測及び評価等	委託先氏名	: 株式会社 建設技術研究所
	委託先代表者	: 中村 哲己
	委託先住所	: 東京都中央区日本橋浜町 3-21-1
		日本橋浜町Fタワー